

平成27年度から軽自動車の税率が変更になります

○原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車及び二輪の小型自動車の税率

平成27年度以降は全て新税率となり、農耕作業用の小型特殊自動車の税率も変更されます。

車両種別	車両区分	現行税額	平成27年度新税額
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの（ミニカーを除く）	1,000円	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	1,200円	2,000円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	二輪のもの	1,600円
		四輪のもの	1,000cc以下のもの
	1,000ccを超えるもの		3,100円
	特殊作業用（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	4,000円	6,000円

○軽自動車の税率（三輪以上のもの）

平成27年4月1日以降に新車登録された車両は新税率となります。ただし、平成27年3月31日以前に新車で登録された車両は現行税率となります。

同様に、新車登録が平成27年3月31日以前の中古車両を登録された場合も現行税率となります。

車両種別	26年度まで	平成27年度			平成28年度以降			
		平成27年3月31日以前に登録済みの車両	平成27年4月1日（当日）に新車登録をした車両	平成27年3月31日以前に登録済みで新車登録から13年目までの車両	平成27年4月1日以降に新車登録をした車両	新車登録から13年を超える車両		
		現行税額	現行税額	新税額	現行税額	新税額	重課税額	
三輪のもの		3,100円	3,100円	3,900円	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上のもの	自家用	乗用	7,200円	7,200円	10,800円	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	4,000円	4,000円	5,000円	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	乗用	5,500円	5,500円	6,900円	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	3,000円	3,000円	3,800円	3,000円	3,800円	4,500円

○重課税率（新車登録から13年を超える車両）とは

グリーン化を進める観点から、新規検査から13年を経過した軽自動車（三輪以上のもの）に平成28年度から導入されます。

例 中古車を登録（譲渡・名義変更）した場合

四輪乗用自家用の軽自動車（平成20年7月18日新車登録・7年目）を平成27年3月25日に車両登録を行った場合

税額	7,200円							12,900円									
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
経過年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

平成27年3月25日の車両登録では、平成27年3月31日以前に登録済みの車両のため、現行税額が適用されますが、新車登録から7年を経過しています。そのため、新車登録から13年を経過した平成34年4月1日以降も車を所有される場合は重課税率が適用されます。

○お問い合わせ 五霞町役場町民税務課 税務G ☎（84）1966（直通）